

平成 29 年度 第 1 回 大和市特別職報酬等審議会 会議要旨

会議名 (審議会等の名称)		平成 29 年度 第 1 回 大和市特別職報酬等審議会
開催日時		平成 29 年 11 月 28 日 (火曜日) 19 時 00 分～20 時 30 分
開催場所		大和市役所 本庁舎 5 階 第 5 会議室
出席状況	委員	7 人：山元哲夫会長、宮東悠委員、荻窪政一委員、金子直勝委員、高橋政勝委員、中尾隆徳委員、横田隆夫委員
	事務局	4 人：総務部長、人財課長、人財育成担当係長、同担当 1 人 (総務部 人財課 人財育成担当：内線 5338)
	傍聴者人数	0 人
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
非公開・一部非公開の場合はその理由		<p>(1) 会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 会長選出 5 会長あいさつ 6 諮問 7 職務代理者の指名 8 事務局紹介 9 資料説明 10 審議 11 その他 <p>(2) 審議又は検討経過、及び結果 主な内容は次のとおり。 <開会> <市長あいさつ> <委員紹介> 委員順次自己紹介。 <会長選出> 事務局から審議会の規則について説明。 引き続き、審議会規則第 3 条に基づき委員の互選により会長の選出。山元委員が推薦を受け、互選により会長に選任される。 <会長あいさつ> <諮問> 市長が諮問書を読み上げ、会長に諮問書を手渡す。(市長退席)</p>

<職務代理者の指名>

職務代理者として宮東委員を指名。

<事務局紹介>

事務局順次自己紹介。

<事務局から資料の説明>

「報酬等審議会資料」により報酬、給与等の状況及び諮問の内容について説明。

<審議>

(会 長) 事務局からの説明に対し、質問等があればお願いしたい。

(委 員) 大和市の職員一人当たりの市民の数が県内で一番多いという点について、今後の考え方を教えていただきたい。

(事務局) 資料のとおり、本市は県内 16 市の比較で職員一人当たりの市民の数が一番多いという状況である。これまでの本市の職員数の考え方についてだが、平成 21 年 4 月 1 日の職員数は 1,796 人ということで、近年の推移では 1,800 人を割っているがこれは集中改革プランに基づき、委託化の推進や指定管理者制度の導入を図りながら、定数管理を進めてきた結果である。しかし、近年は地方分権の流れの中で、状況に応じて必要な職員数は確保していくという考え方により、少しずつ職員数は増えている状況である。

(委 員) 諮問内容について、これまでを踏まえて給料・報酬月額は据え置きとのことだが、人事院勧告で一般職の給料表がプラスの改定となっていること、大和市の財政状況などから、給料・報酬月額を引き上げるという考えもあると思うがいかがか。

(事務局) 給料・報酬月額について、これまでの人事院勧告による給料表の改定率の増減を踏まえると、最後の改定を行った平成 22 年と平成 29 年の差はわずかである。これまでも改定率が増額の場合や減額の場合、いずれも大幅な変動でない場合には据え置きとしてきた経過を踏まえ、今回は据え置きと諮問させていただいたものである。

(委 員) 1 点目は、資料に記載された各市の給料・報酬の減額措置について、市によって「削減」または「減額」と記載されているが、「削減」と「減額」の違いを教えてください。

2 点目は、国民健康保険税も含めた市税の中で、どの税目が一番滞納率が高いのか。国民健康保険税が高いと聞いたことがあるが、分かれば教えてください。

(事務局) 2 点目の内容については手元に資料が無い為、次回報告させていただく。1 点目の「削減」と「減額」の違いについて、お手元の資料は、施行時特例市や県内市に調査を行った結果を転記したために、各市の回答内容に応じてこのような差が生じてしまったが、内容は同じと考えている。本来は表現をどちらかに合わせるべきであるので、次回以降はどちらかに統一したい。

(会 長) 他に質疑は無いか。

では、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 次回の審議会の日程は、12月7日(木)19時から、本日と同じこの
場所で開催したいと考えている。今回は本日の事務局からの説明内容を踏ま
え、引き続き諮問内容についてご審議いただければと考えている。

(事務局) 人事院勧告を受けた国家公務員の給与法の改正案が、現在特別国会
で審議されているが、12月9日(土)が会期末とされているなか、それまで
に可決されない場合もある。その場合は本市の条例改正の議案も3月議会に
上程させていただくことになるのでご承知おきいただきたい。

(会 長) それでは以上で本日の会議は終了とする。

<閉会>